

## 富士見市水道事業の設置等に関する条例及び富士見市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 改正経緯

地方自治法の一部改正等に伴い、富士見市水道事業の設置等に関する条例及び富士見市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正するもの。

### 2 改正内容

- ① 地方自治法の改正により同法「第243条の2」が「第243条の2の2」に繰り下げられたことに伴い、条ずれを改正する。
- ② 必要な文言整理

### 3 施行期日

公布の日から施行。ただし、改正内容①については令和2年4月1日施行。

(第1条関係) 富士見市水道事業の設置等に関する条例(昭和42年条例第17号) 新旧対照表(傍線部は改正部分)

新	旧
<p>(重要な資産の取得及び処分)</p> <p>第4条 法第33条第2項の規定により、予算で定めなければならない水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額)が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が、15万円以上である場合とする。</p> <p>(業務状況説明書類の提出)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(重要な資産の取得及び処分)</p> <p>第4条 法第33条第2項の規定により、予算で定めなければならない水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価格)が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が、15万円以上である場合とする。</p> <p>(業務状況説明書類の提出)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては、前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針を、それぞれ明らかにしなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>

(第2条関係) 富士見市下水道事業の設置等に関する条例 (昭和58年条例第10号) 新旧対照表 (傍線部は改正部分)

新	旧
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第24条の2の2第8項</u>の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が、50万円以上である場合とする。</p> <p>(業務状況説明書類の作成)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に<u>      </u>掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決裁の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の子算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第24条の2第4項</u>の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が、50万円以上である場合とする。</p> <p>(業務状況説明書類の作成)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の業務の状況を説明する書類には、<u>次の各号</u>に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決裁の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の子算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>